

国民年金法逐条解説テキスト

弁護士 酒井 廣幸 著

〔使用方法について〕

本書は、①ピックアップした条文、②解説、③プラスの3つの構成部分からなっています。プラスは、理解の発展、深化のための解説、あるいは社労士試験の過去問で出題された事項について言及したものです。最初から、これらの全部を頭から読む必要はありません。市販の受験基本書の理解できない部分を拾い読みするだけでも構いません。

*****の印は、理解を容易にするために、私が付けた付加的な説明です。引用されている条文が何を規定しているかや、用語の意味を説明しています。

準備段階として、I からXVIまでの冒頭分だけを読んで、各制度の概要とこれまでの知識の体系的な整理を試みてください。受験期間が長いという人は、知識の体系的な整理や条文上の根拠付けができていないのが原因だと思われるからです。

1回目は、厚生年金法何条に規定されているかに注意しながら、解説の本文のみを読む。2回目は、条文を読んでから、解説の本文を読む。3回目は、解説の本文とプラスを読む。

なお、重要な用語は文字を大きくし、重要な数字や金額などは青色で、社労士試験の選択式に向けてはピンク色に変換してあります。

「〇年出題」とあるのは、社労士試験での出題であることを示したものです。

※ 無断複製は、法律で禁止されています。

【国民年金法逐条解説テキスト 抜粋】

〔強制加入被保険者のまとめ〕

強制加入被保険者は、法で定められている要件に該当すれば、本人の意思に関係なく被保険者となります。被保険者に第1号～第3号までの種別が設けられているのは、保険料等が異なるからです。

	国内居住要件	国籍要件	年齢要件
第1号被保険者 ＝自営業者、無職者等	あり	なし	あり。20才以上60才未満。ただし、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者を除く（7条1項1号）。
第2号被保険者 ＝被用者（会社員・公務員） *厚生年金保険制度との二重加入	なし		なし。60才以上であっても良い。ただし、老齢厚生年金の受給権を有する65才以上の厚生年金の被保険者を除く（附則3条）。 *老齢厚生年金の受給権を有する者については、65才未満であることが必要。
第3号被保険者 ＝被用者の被扶養配偶者	なし		あり。20才以上60才未満。ただし、第2号被保険者である者を除く（7条1項3号）。

なお、1号から3号までの被保険者が別の号の被保険者資格を取得したときは、国民年金の被保険者たる資格自体は継続します。

国籍要件不要

被保険者の資格として日本国籍がなくても良いとされているのはなぜですか？

1 国籍条項の撤廃

昭和56年改正前の国民年金法は、日本国内に住所を有する20才以上60才未満の「日本国民は」と定めていました。この国籍要件の憲法適合性が永住資格を有する在日韓国人との関係で争われました。そこで、国籍条項は難民条約の実施に伴い昭和57年1月1日以降廃止され、外国人についても日本国民と同様に適用されることになりました。それ以前の日本国内に居住していた期間は、日本に帰化した者や永住許可者など政令で定める者は、合算対象期間とされます（昭和60年改正附則8条5項10号）。平成20、25年出題。

2 外国人への適用要件

なお、住民基本台帳法の改正により外国人の外国人登録制度は廃止され、平成24年7月9日